

監督署の窓

災害調査



監督署の重要な業務に災害調査があります。この災害調査は死亡災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、その災害原因を究明し、再発防止対策を確立するために実施するものです。

そのため、労働災害發生直後、速やかに実施する必要があります。

しかし、労働災害が監督署の開庁日に発生するとは限らないため、監督署では、消防機関等に依

頼して死亡災害等の重篤な労働災害を把握した場合には、相互に通報を行う等の連携を図っているところです。

消防機関等からの連絡は、閉庁日の外出中でも対応できるよう個人の携帯電話番号を伝えていましたので、閉庁日は携帯電話のマナーモードを解除して最大着信音量に設定して過ごしています。それでも着信に気付かない時があり、着信履歴を確



認すると着信番号末尾の表示が「0119」となつてあります。

防機関からの連絡があつたと気付く場合があります。

至急折り返し電話して災害発生地、被災者氏名、容体、連絡先等を色々確認さ

せていただきますが、相手も忙しいのにいつも丁寧な対応をしてくれます。

情報を把握した後は、事業場に電話して災害現場の保存、関係者の立会等を指示し、その後、監督署の緊急連絡体制を用いて災害調査要員を確保し、職員に休日出勤を命じることになります。

最近は、職員が携帯電話を所有しているので、電話の着信に気付かない場合は、「ショートメー

ル」を送信しますので、災害調査要員の確保が速やかにできるようになります。

名古屋北労働基準監督署はご存じのとおり、名古屋合同庁舎第3号館の8階に入居していますので、開庁日はエレベーターも使用できますが、閉庁日にはすべてのエレベーターが停止しているため、8階まで階段を使用して上ることになります。

また、官用車は地下1階にあるため、移動は、すべて階段を使用することになります。災害調査用具（カメラ、画板等）を抱えながら階段を昇降するのは、普段の運動不足の私にはかなり大変です。

さて、平成26年は死亡災害等の重篤な災害が多く発生したことから、平成26年9月に死亡災害緊急事態宣言を発令し、死亡災害の防止対策を各種

団体等に要請したところです。

しかし、その後も死亡災害が発生し、名古屋北労働基準監督署管内では、平成26年に11件の死亡災害が発生しました。平成25年（2件）の5倍以上の件数です。

名古屋北監督署では現在でも死亡災害緊急事態宣言中であり、各種団体や講習会等のあらゆる機会を利用して、労働災害調査を実施した件数は3件ありました。

平成26年の死亡災害11件のうち、閉庁日に災害調査を実施した件数は3件ありました。

名古屋北監督署では現地中には死亡災害緊急事態宣言を解除できればと思っています。各事業場におかれましては、一層の労働災害防止に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

本原稿が掲載される3月中には死亡災害緊急事態宣言を解除できればと思っています。各事業場におかれましては、一層の労働災害防止に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。